

鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 少子化の影響によりさらなる児童数の減少が見込まれる中、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点を踏まえ、鞍手町の実情に応じた最適な教育環境のあり方を検討するため、鞍手町立小学校6校の存続、統合及び廃校についての調査・研究を行うことを目的として、鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査・研究を行い、鞍手町教育委員会へ提言する。

- (1) 小学校の適正配置に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認めること。

(委員)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。ただし、教育長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 各小・中学校のPTA代表者
- (2) 各保育所、認定こども園及び幼稚園の保護者会代表者
- (3) 小学校代表校長及び中学校校長
- (4) 行政区長等の代表者
- (5) 民生委員・児童委員協議会の代表者
- (6) 鞍手町放課後児童健全育成事業従事者の代表者
- (7) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、第2条に規定する事務が完了した日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、会長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、会長が議長となり議事を進行する。

4 検討委員会は、必要があると認めるときは、会議の関係課長等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 検討委員会は、鞍手町情報公開条例（平成11年鞍手町条例第1号）第13条第1項第1号の規定に基づき、非公開とする。

6 検討委員会は、会議開催の都度、会議概要等を速やかに公表するものとする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育課において処理する。

(検討委員会に対する協力)

第8条 関係各課局長は、検討委員会が資料の提出その他必要な協力を求めた場合、積極的に協力するものとする。

(委任)

第9条 この要綱の定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。